

項目	新計画文案	具体事業案	メモ欄
<p>4. 2主な施策 (1)市民・事業者・行政の連携・協働 * 市民活動への支援</p>			
<p>①市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充</p>	<p>本市では、さまざまな市民活動団体がごみ減量・資源化に関する活動を行っています。市民活動団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体と市との協働事業の推進を図ります。広く市民を対象とする市の事業との役割分担を意識し、市民の興味・関心に応じた対応や参加が可能となるよう、市民団体との連携を図ります。</p> <p>また、環境啓発イベント等への参加・出展により団体や市民との交流の場を提供するとともに、メールマガジンによる情報提供を行うことで、団体間の連携や市民の団体への参加の促進に取り組めます。</p>	<p>○クリーンむさしのを推進する会をはじめとする市民団体との協働事業の推進 ○環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場の提供 ○環境部メールマガジン等による情報提供 ○市民団体・事業者団体等及び市と連携したキャンペーンの実施</p>	
<p>②市の事業者としての率先的取り組み</p>	<p>本市はISO14001の取得、庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進しています。事業者としての市役所は模範的な取り組みを率先し、分別の徹底や必要な資源化等をさらに推進していくとともに、発生抑制についてもより一層取り組みます。取り組み等については、市内事業所の参考となるよう、公表を行います。</p> <p>また、省エネ行動に努めるとともに、新クリーンセンターの稼働時においては、廃棄物の焼却により発電した電力の合理的な活用等に努めます。</p>	<p>○エコパートナー認定事業者の優良事業者と同等レベルの取り組みの維持 ○新クリーンセンター稼働後は、新クリーンセンターをエネルギー供給センターと位置付け、近隣公共施設へエネルギーを供給するとともに、受け側の公共施設においても省エネ等の取り組みを行う。</p>	
<p>③集団回収団体の拡充・連携強化</p>	<p>資源の有効活用及びごみの減量・問題に対する市民の関心を高めること等を目的とする集団回収事業は、町内会のほとんどない本市において居住者間のコミュニティ育成にも一定の効果が期待できます。しかし、一部の大規模集合住宅における団体の活動では、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結び付いていないケースもみられますので、集団回収事業の在り方について検討します。</p>	<p>○集団回収事業の継続 ○集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理。(集合住宅の管理組合等を対象とした補助金の見直しの検討。)</p>	
<p>④拠点回収の見直し</p>	<p>拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収に委ねるため、ペットボトル及びトレイについて、市が回収を行う拠点回収を順次廃止してきました。残る牛乳パック及び廃食用油の取扱いについても、処理経費と資源化効果等の点から実施継続について検討を行います。自主回収の拡充について、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ・提案を強化します。</p>	<p>○紙(牛乳)パックの回収 ○家庭から出た廃食用油・園芸用土の回収 ○年賀はがきの回収 ○拠点回収のあり方についての検討(拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進)</p>	

<p>(2)ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制 *計画</p>			
<p>①排出者責任の明確化 (ごみ発生量の減量の徹底)</p>	<p>ごみの発生を抑制するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し、行動することが重要です。 ペットボトル等の使い捨て容器の多用を見直し、飲食店(イベント時も含む)での使い捨て食器をリターナブル製品へ変更する、販売店が不要品(新聞・紙パック・ペットボトル・トレイ等)の自主回収を極力行う等、ごみや資源物を減らす取り組みが必要です。 市民・事業者のごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて可能な限り検討・実施します。 容器包装リサイクル法における事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決には、法制度のさらなる見直しが必要な状況です。これらの適正化にあたり東京都や多摩地域の自治体等と協力・連携し、引き続き国等への働きかけを行います。</p>	<p>○各主体に対してごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう啓発を行う。 ○販売店に対して、不要となった紙パック・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう働きかける。 ○ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについて研究する。 ○都及び多摩地域の自治体と連携協力した、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方についての国等への働きかける。</p>	
<p>②ごみ処理・資源化経費の経済性の向上</p>	<p>平成25年度のし尿処理費を除くごみ処理経費については、収集・運搬、中間処理、最終処分等の合計で市一般会計歳出額の5%にあたる29億3千万円がかかっています。ごみの発生量からみると、1トン当たり6万5千円、ごみ処理人口からみると1人当たり年間2万1千円もの経費がかかっています。 一方、本市へのごみ処理手数料収入は、平成25年度の家庭・事業系ごみ及び粗大ごみ合計で6億3千万円であり、ごみ処理経費の約2割に相当する収入となっています。 こうした多額のごみ処理経費に対して、常に見直しを進め、経済性の向上に努めます。 資源化経費の経済性を向上する観点から、処理品目、処理方法ごとに、費用対効果の低いものについて、その環境負荷も見据えながら回収方法の見直しを検討します。 また、他自治体とのコスト比較のために有効な手法についても研究を行います。</p>	<p>○ごみ処置経費の軽減 ○緊急対応業務等委託化 ○新クリーンセンターの効率的な運営 ○他市等とのコスト比較の研究</p>	
<p>③不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化</p>	<p>家庭ごみ有料化を実施してもなお、市民1人1日当たりのごみ排出量は多摩地域の平均を大きく上回っています。市民1人当たりのごみ処理コストについて多摩地域の各市町村との比較状況等を公表することにより、ごみ減量の動機付けになるような啓発を行っていきます。また、ごみ・資源物の排出に伴う環境負荷についても啓発を行っていきます。 不燃ごみ・資源物の取り扱いの適正化については、ごみ・資源物の減量あるいは排出者責任に基づく拠点回収等への取組につながることを重要です。 不燃物については、民間事業者の動向を踏まえた小型家電リサイクル法への対応の検討とともに、分別項目の見直しについても検討します。また、資源物については、上記に資するよう、有料化や収集頻度の見直しについて検討します。 取扱の変更にあたっては、不法投棄の状況について併せて調査・把握し、不適正処理や不法投棄の防止に努めるとともに、今後の施策展開の検討に役立てていきます。</p>	<p>○資源物の収集頻度の見直しの検討 ○不燃ごみの収集頻度の見直しの検討 ○資源物の有料化の検討 ○環境負荷及びコストの両面から、ごみ減量の動機付けとなる啓発事業を実施する。 ○不適正処理や不法投棄について、調査・把握するとともに、必要に応じて指導を行う。 ○ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入について検討する。 ○有料化による減量効果の達成状況の定期的な点検・評価を行う。</p>	
<p>(3)普及啓発の充実・拡充 *啓発</p>			
<p>①環境学習</p>	<p>小学生等若年層に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がります。また、ごみについての取り組みを小さな頃から行うことにより、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。ごみ問題を身近な自分の問題として考えるきっかけとなるような副読本の作成や、ゲストティーチャーの派遣、クリーンセンター施設等の見学等、現在実施している各種事業の継続・拡充を図っていきます。</p>	<p>○副読本をごみや環境問題に関する社会情勢の変化に合わせて改訂する。(副読本等を利用した環境教育の実施) ○ゲストティーチャー(出前講座)の実施 ○小学4年生のクリーンセンター社会科見学を契機に、次の世代への環境学習を行っていく。(環境啓発施設の開設)</p>	

<p>②市民にわかりやすい啓発活動</p>	<p>最終処分場である二ツ塚処分場は、日の出町のみなさんのご理解のもと受け入れていただいていることや、次の処分場が見込めないこと。クリーンセンターについても近隣の住民の方々のご理解により受入いただいていることと等、ごみ問題は自らの重大な問題であることを周知し、市民が理解することは重要です。このことについて、理解するための啓発事業について、市は継続するとともに、総合的に実施します。</p> <p>平成25年度に実施された、ごみ排出実態調査により、世帯の人員数や世代といったライフスタイルごとに、ごみ排出量やごみの組成の傾向が異なることが示されました。啓発事業が市民にわかりやすく、しかも効果的なものとなるよう、事業対象のライフスタイルを意識した啓発活動を検討し、実施します。</p> <p>本市は、単身世帯・若年層等移動の多い世帯が人口の約1割を占めており、これらの世帯への啓発も重要です。単身世帯・若年層等への啓発として、必要な情報の提供等、転入時の意識付けを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休みごみ探検隊 ○ごみの行方を知るツアー ○3R環境啓発講座 ○市民ワークショップ ○市民協働による排出指導の推進 ○ごみ排出実態調査の結果を踏まえて、世帯別、年代別等の実態に合ったわかりやすい啓発事業を行っていく。(ライフスタイルを変える) 	
<p>③情報提供の推進</p>	<p>ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の各過程において、多額の経費や温室効果ガスの排出等、環境への負荷がかかっている現状があります。</p> <p>ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにも、ごみ処理経費や処理に係る環境負荷等の必要な情報を、「ごみニュース」や市報、ホームページ等によりわかりやすく提供していきます。</p> <p>また、誰でも容易にごみの情報にアクセスできるごみ総合アプリの開発・運用を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ総合アプリの開発・運用 ○ごみニュースの充実 ○ごみ処理コスト環境負荷の周知を行う。 ○ごみの行方 ○エコクッキング 	
<p>④マイバッグ運動・レジ袋削減の推進</p>	<p>家庭ごみの発生抑制に当たり、その前提として消費活動における不要なものの排除が必要です。市民は、不必要なレジ袋をもらわない、過剰包装品を購入しないといった心がけ・取り組みが必要です。また、販売・製造事業者は、店頭で販売する商品の簡易包装化、レジ袋の辞退率の向上など、提供する側での不要なものを減らす仕組みづくりが重要です。</p> <p>市は、市民がマイバッグを持参することにより、消費活動における不要なものを排除し、家庭ごみの発生抑制に心がけるようなライフスタイルへ転換するように啓発活動を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民へマイバックの意義を啓発(ライフスタイルを変える) ○レジ袋削減プチエコキャンペーン ○マイボトル・マイカップキャンペーン ○事業者による包装の簡易化、レジ袋の辞退率向上の取り組みの推進。 	
<p>(4)事業者への働きかけの充実・拡充 * 事業者への指導</p>			
<p>①事業者へのごみ減量・資源化指導</p>	<p>適正負担のための処理手数料改定により、事業系持ち込みごみ量は減っていますが、今後も継続した減量並びに資源化指導が必要です。</p> <p>多量排出事業者への現在の高レベルの減量資源化指導を維持します。それ以外の準多量排出事業者等についても、必要に応じて、紙ごみ、生ごみの分別・減量資源化を促します。また、行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図ります。</p> <p>さらに、製造・流通事業者の拡大生産者責任による自主回収を促すほか、商品の販売時における簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について働きかけを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業者への指導の継続 ○事業所への指導項目をエコパートナー事業の項目と整合させることでの指導の充実・強化と企業の環境行動への誘導 ○市からの働きかけにより、事業者による自主回収及び廃棄物の発生抑制を促す。 	
<p>②優良事業者への表彰制度の推進</p>	<p>事業者に資源化や環境負荷の低減を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度を平成26年度見直しを行い、対象者を拡大しました。準多量排出事業者等拡大した対象者に対して、周知するとともに参加事業者を増やすよう努め、優良事業者表彰制度を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○エコパートナー事業の推進(多量&準多量事業所) ○事業所への指導項目をエコパートナー事業の項目と整合させ、併せてエコパートナー事業の周知と環境行動への誘導 	

(5) 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減			
① 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減	ごみの収集方法・頻度については、ごみ量の推移を見ながら、市民に過剰な負担を強いることなく、また、行政サービスが過剰にならないよう、適正化について検討します。 また、収集・運搬業務について、効果的・効率的なあり方について検討するとともに、適正な委託化に努めます。	○資源ごみの収集頻度の見直し検討 ○不燃物の収集頻度の見直し検討 ○資源ごみの処理方法、処理施設の調査研究・検討 ○緊急対応業務等の委託化	
② 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	プラスチック製容器包装の分別の周知徹底については、継続して取り組みを行います。併せて、コストと環境負荷を踏まえた、適正な取り扱いについて検討します。 また、容器包装リサイクル事業の法制度の見直しについては、事業者と市町村の役割分担・費用負担のあり方などの抜本的な問題の解決について、今後も機会あるごとに東京都や国に要望を行っていきます。	○資源物の回収 ○適正な分別についての啓発 ○トータルな環境負荷の低減という見地からサーマルリサイクルの可能性などについても検討する。	
③ 小型家電リサイクルの検討	不燃・粗大ごみから小型家電製品をピックアップ回収する、都市鉱山事業を継続します。また、小型家電製品回収に関して、採算事業としての民間事業を注視し、適正な営利事業を阻害しない形で、環境負荷及び行政のコストがなるべく少なく、かつ持続可能な事業となるよう検討します。	○イベント回収の実施。 ○拠点回収の実施の検討 ○小型家電の行政収集手法の検討(採算事業としての民間事業を含めた)	
(6) 新処理施設の稼働			
① 新処理施設の稼働	平成20年度から新施設について、市民参加により検討を進めてきました。その中、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会において平成21年6月に提言を受け、周辺住民の方々のご理解とご協力をいただき、現施設敷地内東側に新施設の整備用地を市の責任において決定し、その後も市民参加の委員会、協議会を経て、平成26年5月より工事着工し、平成29年4月新施設の稼働を予定しています。	○平成29年4月からの稼働に向けた、新施設の建設。	
② 安全・安心な施設づくりとエネルギー供給センター	平成23年7月に策定した新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画において、安全・安心な施設づくりを基本方針として、全国トップレベルの排ガス規制値を設定し、最新鋭の焼却処理システムを導入します。また、環境に配慮した施設づくりとして、新施設を「エネルギー供給センター」と位置付け、焼却熱利用として、ごみ発電とそれを補完するガス・コージェネレーションを導入し、周辺公共施設へのエネルギーの安定的な供給と災害時にも供給できるシステムを導入します。	○合理的なエネルギー供給手法の検討と、エネルギー供給センターとしての新施設の建設	
(7) 環境啓発施設			
① 環境啓発施設	普及啓発施設については、本市における環境全般の普及啓発機能・情報受発信機能を有するものとし新クリーンセンターに併設される施設として検討します。現クリーンセンターの事務所棟・プラットホームを残し環境啓発施設として再利用するものとし、具体的な機能等について検討します。 平成29年4月新施設の稼働後、現施設工場棟を解体し、環境啓発施設としてリニューアルさせ、平成31年度に開館を目指します。	○環境全般の啓発施設としての検討 ○普及啓発機能・情報受発信機能の確保については、現施設の事務所棟・プラットホームを残し環境啓発施設として再利用する。 ○平成29年4月新施設の稼働後、現施設工場棟を解体し、環境啓発施設としてリニューアルさせ、平成31年度に開館を目指している。	

(8)資源化推進・施設整備			
①資源化推進・施設整備	<p>バイオマス系処理施設は、コスト面などから実現性は難しいことから、新施設においては、バイオマス系の焼却処理による熱回収(ごみ発電)により、国の制度であるバイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度を活用することを検討します。</p> <p>資源を選別・圧縮梱包・保管する資源化施設については、今後の処理方法、処理施設などについて、広域処理の可能性も含め、効率的で環境負荷の少ない処理形態を検討します。</p>	<p>○バイオマス系に由来する電力としての再生可能エネルギー固定買い取り制度の検討</p> <p>○資源の選別・圧縮梱包・保管について、効率的で環境負荷の少ない処理形態の研究。</p>	
②広域連携の検討	<p>ごみ処理において、環境負荷やコストの低減と言った見地から、本市単独で解決するよりも近隣地域との連携が望ましい分野については、広域的な取り組みの実現について検討します。</p> <p>最終処分やエコセメント事業などの多摩地域26市町の協力体制を活用し、まず多摩地域全体としての取り組みを行い、次に多摩地域としてさらに周辺あるいは全国的な取り組みへとつなげるなど、広域連携のあり方について率先的に取り組んでいくことを検討します。</p>	<p>○施設の長期的整備、突発的な故障などに対応するための、多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持</p> <p>○全炉停止期間のためのふじみ衛生組合とごみ処理の相互協力</p> <p>○ごみ処理の相互協力、分別区分・資源化方法の統一、将来的なごみ処理の広域化についての近隣市との連携の可能性の検討</p> <p>○新クリーンセンター後のごみ処理施設のあり方の研究。</p>	
(9)最終処分場・エコセメント事業			
①埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	<p>不燃・粗大ごみの選別残さの焼却によって、現在不燃残さはゼロであり、焼却残さについても、最終処分場でのエコセメント化により、本市のごみは現在埋立て処分されていません。しかし、エコセメント化に伴う環境負荷やコストの低減のためにも、焼却残さを減量することが必要です。</p> <p>新たな最終処分場の建設が困難な状況において、今後、埋立処分量ゼロを維持し続けることが最終処分場を有効利用するうえで重要であり、新施設において、エコセメント事業を継続します。</p>	<p>○埋立処分量ゼロを維持。</p> <p>○エコセメント事業を含め、埋立処分量ゼロを念頭とした次期中間処理システムの検討。</p>	
②エコセメント事業への支援	<p>日の出町住民のご理解・ご協力の基に建設された二ツ塚廃棄物広域処分場内において、平成18年7月より東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設が稼働し、焼却残さのエコセメント化事業が開始されています。エコセメントは、多摩地域各市町から排出されたごみの焼却残さを原料に土木建築資材として再利用するものであり、エコセメント事業を推進していくためには、地域内で使用促進することが必要です。</p> <p>本市の公共事業等においてエコセメントを優先調達物品として率先して使用することにより、事業を支援していきます。</p>	<p>○エコセメントの率先使用。</p>	
4. 3市民・事業者・行政の役割	<p>基本理念に示す『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』を実現するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの果たすべき役割を認識し、実行する中で相互に協力・連携していくことが重要です。</p> <p>(以下、略)</p>		
5. 計画の推進			
5. 1計画の推進		<p>○ごみ市民会議において、年度計画の進捗状況を確認する。</p> <p>○個別課題の検討については、ごみ減量協議会で行う。</p>	
5. 2進捗状況の公表		<p>○進捗状況を、ホームページなどで公表する。</p>	
5. 3計画の見直し		<p>○本計画の中間年に、数値目標等の見直しを行う。</p>	

